

## 平成18年度第3回千葉県環境影響評価委員会会議録

### 1 日時

平成18年6月16日（金）午後1時30分から午後3時00分まで

### 2 場所

千葉県自治会館6階大ホール

### 3 出席者

委員会：瀧委員長

横山委員、鈴木委員、石黒委員、佐倉委員、岩瀬委員、大野委員、  
柳澤委員、桝潟委員、鍋島委員、内山委員

事務局：加藤部長、鈴木次長、平井課長、鈴木副課長、松澤室長、大竹主幹、  
八木主幹、松田主査、三田副主査、坂元主任技師

水質保全課：高梨室長

傍聴人：12人

### 4 事案

(1) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案検討）

(2) その他

### 5 議事の概要

(1) (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書について（答申案検討及び答申）

別紙1のとおり

(2) その他

次回開催予定について事務局から説明

### [資料]

- 1 会議次第
- 2 本件に係る環境影響評価方法書に対する意見（案）
- 3 手続経緯
- 4 検討結果
- 5 関係市長意見の概要
- 6 本件に係る当委員会の会議録
- 7 事務局検討結果
- 8 野毛平工業団地の地下水汚染

[別紙1]

(仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業に係る環境影響評価方法書について(答申案検討)

1. 議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
2. 事務局説明 (1) 野毛平工業団地の地下水汚染の説明  
(2) 当該事業に係る手続経緯、答申案等について資料により説明
3. 質疑

委員長：事務局の説明に対し何か意見等があったらお願いしたい。

委員：答申案における、土壌の項目について、「工事の実施」における「基礎工事」について項目としているが、そのことについては、どのような内容であるのか、また、工業団地の地下水汚染についての説明を受けたが、崖下からの浸出水における汚染の濃度はどの程度になるか伺いたい。

事務局：土壌における項目選定について、提出された方法書においては「切土・盛土」については環境影響評価を実施するとしているが、「基礎工事」については実施しないとしている。ごみピット等の工事を実施する場合は地盤の掘削工事を伴うため、地下水汚染の拡散を考慮すると「基礎工事」についても項目選定することが必要である。また方法書における地下水調査については必要に応じて実施するとしているが、地下水汚染の関係から「調査を行うこと」とした。

崖下からの汚染の濃度は、トリクロロエチレンについて、 $0.005\text{mg}/\ell$ という濃度が確認されている。

委員：浸出水の処理については現在どのような状況なのか。

事務局：現在の対策としては汚染原因地において、揚水ばっ気をしている。なお、崖下からの浸出水については、水道法による基準が $0.03\text{mg}/\ell$ のため、特に対策をとっていない。

委員：今回の地下水汚染については、汚染箇所が事業実施区域外にあるが、そこからの地下水の流入についての観点から、十分な調査を実施することは重要である。

委員：温室効果ガスに係る事項だが、「発電等の余熱利用による排出削減効果」とはどのような意味であるか確認したい。燃焼における生物起源による物質からの炭酸ガスは化石燃料からの炭酸ガスと区別して考える必要がある。発電を行うことにより当該施設で使用する買電の電力量の削減をすることにより、その電力会社の化石燃料使用の炭酸ガスの発生を削減することができるという意味なのか。もう少し明確な記述としたほうがよいと思う。

事務局：余熱利用で発電を行うということである。電気は電力会社よりの供給により賄うが、環境省による排出量削減マニュアルによれば、ここで発電した電力量については電力会社からの電気を使用しない分、炭酸ガスの排出量の削減効果があるとみなされている。

また、木質系ごみや食品残渣等については、指導による項目により、「焼却による排出量は温室効果ガスの予測において対象とはならないので留意すること」とした。このことは一般廃棄物の中で化石系のごみがどの程度含まれているか把握してもらい温室効果ガスについて予測してもらおうということである。

委員：化石燃料起源の電力の削減などという記述を加えるべきではないか。なお、煙突によるダウンウォッシュなどの記述については概ね妥当と言えると思う。

委員長：温室効果ガスの記述について、事務局としてどのように考えるか。

事務局：排出削減効果の記述について分りやすく改めたい。少し時間をいただきたい。

委員長：他に、意見等はあるか。

委員：この事業は、西側の丘を切土するなど自然地形の改変を伴うが、そのため施設を東側にシフトできるか現地調査時に事業者を確認したところ、電力線があるから不可との回答であった。電力線の移設には莫大な経費が必要ではあるが、このようなことについて後世の人がどう思うか。環境影響評価方法書と直接には関係しないが、施設の配置計画については、これからも大きな地形の改変を防ぐような配慮をすべきという付記意見を付けるべきではないか。たとえば電力線の地下化など、このことについては困難であるということは十分承知の上ではあるが、このような記述について委員会の名で知事に伝えるべきと思う。

委員長：各委員方については、この意見についてどうか。

委員：現計画地のような谷間に施設を立地することについては問題と想っていた。委員の言われるとおりのそのような表現は残すべきと思う。

委員：委員の言われるとおりのと思う。しかしながら、50万ボルトもある超高压送電線なので地中化等は非常に困難ではあるが。

委員：委員の言われるとおりのと思う。そのような記述は入れたほうが良いと思う。

委員：そのような記述を入れたほうが良いと思う。

委員長：事務局においては、今の意見についてどうか。

事務局：現在の環境影響評価法及び同条例においては、事業そのもの、あるいはその位置についての意見を述べるができない制度である。現制度では、事業の実施に伴って環境への負荷を如何に低減させるか、それに対する調査・予測・評価を行うということになっている。委員会として知事に意見を述べるということであれば、答申の中ではなく、知事に対する答申の送付文の中に、なお書き等により意見として入れることは可能である。

委員長：ただいまの事務局の意見についてはどうか。

委員：事務局意見でよいと思う。

委員：送付文に意見をいれることについて、後世の人に伝えるという意味で、その重みとしてどうか。

委員：委員会の意見を取り入れられていると見做せる。

委員長： このことについては、答申の送付文の中に、なお書き等により意見として入れるとし、その内容については委員長、副委員長、事務局にて作成したいと思うがよろしいか。

また、委員から頂いた意見については、将来的なアセス制度の課題でもあり、今後においては、同様なことについても、少しずつ意見として述べていけるようになるのではないかと思う。

委員： その意見を記載するのは送付文以外にないのか。

事務局： 送付文も公文書であり、文書の重みという点では同じように価値があるものであり、また公文書公開の対象にもなるものである。公文書による委員会からの意見として重く受け取らせていただきたい。

委員長： 本日、欠席の委員からの意見はどうか。

事務局： 得に意見なしで頂いている。

委員長： 本日の委員の方々について、専門以外のことについて意見はあるか。

各委員： [ 意見なし ]

委員長： 先ほどの温室効果ガスの項目についての記述について、事務局は読み上げていただきたい。

事務局： 「温室効果ガスについて、発電等の余熱利用などによる、使用電力の削減等による燃料使用量削減効果も含めて予測・評価を行うこと。」

委員長： 今の事務局案でいかがか。

委員： 私が作成した文章を紹介したい。焼却というのは化石燃料と関係なく、木質系とかの生物起源であり、炭酸ガスとしては減になる。このような効果も強調しておいたほうが良い。

事務局： [委員作成文書を読み上げ]

「温室効果ガスについて、発電等の余熱利用などによる化石燃料使用電力の削減効果等も含めて予測・評価を行うこと。」

委員長： 温室効果ガスの項目についてはこのように変更したい。

その他意見等がなければまとめたい。よろしいか。

各委員： [意義なし]

委員長： 本件については若干の修正の上、答申とすることにする。

これをもって本日の審議を終了する。

— 以上 —